

## 〔事案 29-50〕 新契約無効請求

・平成 29 年 11 月 11 日 裁定不調

### < 事案の概要 >

受取人の請求だけで死亡保険金が支払われ、相続人全員の同意は不要であると思って加入したが、実際は異なっていたこと等を理由に、契約の無効を求めて申立てがあったもの。

### < 申立人の主張 >

平成 28 年 11 月に銀行を募集代理店として契約した積立利率変動型終身保険（豪ドル建）について、以下の理由により、契約を無効とし、一時込保険料を返還してほしい。

- (1) 募集人に、特定の親族に資産を譲りたいと希望を伝えていたところ、受取人の請求だけで死亡保険金がすぐに支払われると説明されたため、自分の希望に沿ったものと誤認して契約したが、実際には相続人全員の同意がなければ支払われない契約だった。
- (2) 金融商品に関する知識の乏しい高齢者に対し、難解な商品を提案し契約させた。
- (3) 顧客の自主的な判断で商品が選択できる余地を与えていない。

### < 保険会社の主張 >

以下の理由により、申立人の請求には応じられない。

- (1) 募集代理店である銀行は、申立人は特定の親族に資産を遺したいと考えていること、定期預金の金利に不満があること、積立利率がより高い外貨建のものが良いこと、定期支払金のあるタイプのものが良いという申立人の意向を踏まえて複数商品の提案をしている。
- (2) 「契約締結前交付書面兼商品パンフレット」を用いて、商品内容やリスクおよび契約者、被保険者、受取人が別人である契約形態における相続・税務の取扱いについて、申立人および同席の親族の理解を確認しながら説明している。
- (3) 高齢者に販売する場合における募集代理店のルールに照らし一部適切とは言えない部分も認められたが、申立人の事情と強い希望に応えるためであり、このことが意向の把握や申立人の理解に影響を及ぼすものではない。

### < 裁定の概要 >

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況を把握するため、申立人および申立人の親族ならびに募集人および募集人上司に対して、事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人は、本契約締結の際、申立人が死亡したとき、相続人の同意なく申立人の親族に本契約を引き継がせることができるものと誤認したと認められるため、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、手続を終了した。